

まちづくり基本条例推進委員会 会議録

審議会等の名 称	平成26年度 第2回 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開催日時	平成26年11月12日(水曜日) 午後6時00分 から 午後8時00分
開催場所	瑞穂市役所 3階 議員会議室
議 題	諮問案件「瑞穂市第2次総合計画に係るまちづくり推進プランについて」
出席委員 欠席委員	<p><出席委員> 会長 中村 良、副会長 廣瀬 英昭、板谷 雄二、奥田 利恵、加藤 悟、 関谷 充、棚橋 眞二、豊田 英二、長尾 マツ子、長屋 正治、西 祐子、 日高 清、福元 聡美、若山 将史</p> <p><欠席委員> 馬淵 浩史</p>
公開の可否 (非公開理 由)	可
傍聴人数	0人
審議の概要	<p>開 会 【事務局】 定刻となりましたので、只今から第2回瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会を始めさせていただきます。</p> <p>委嘱状交付 今回委員改選を行いましたので、はじめに委嘱状を交付します。 (出席委員14名に対し、委嘱状を交付した。)</p> <p>あいさつ 【副市長】 本日は何かとお忙しい中、また夜分にも関わらずご出席賜りありがとうございます。本来であれば市長がごあいさつをさせて頂くところですが、本日出張しており、代わってごあいさつさせていただきます。 今回の委員改選では引き続き委員になって頂いた方もみえますが、大半の方が代わられたということで新しい顔ぶれで新たに進めて頂きたいと思っております。 まちづくり基本条例は、平成23年9月の議会で議決を受け、その後平成24年の4月1日に施行されました。半年間施行をずらしたのは、まちづくり基本条例が一体どういったものなのか、あるいは、どのようなことを目的としたものかということを職員が認識しなければいけませんし、市民の方にもそう</p>

いったことを知って頂きたいという思いがあつてのことでした。当市では「まちづくり基本条例」と言っておりますが、他団体では「自治基本条例」と呼んでいるところもあるのですが、そういった名称の違いに関わらず、よくこのような条例のことを「まちの憲法」と言われます。その理由として、このまちを将来どのようなにつくっていくかの理念を示したものになっているからです。

ご承知のとおり、憲法では平和を念願することや、基本的人権を尊重することなどの理念を掲げており、それと同じようにまちづくり基本条例にはそういった理念が書かれているわけです。

それで、こういった形でそれを審議するのかということになりますが、やはりこの理念に沿ったまちづくりが展開されているかをチェックして頂く意味もありますし、また、諮問に基づき審議して頂くことをお願いするというものもあります。この条例を作ったことにより、確かにまちは変わりつつあります。

そもそもは、2000年（平成12年）に地方分権一括法という法律ができ、それまでの地方自治体は、どちらかと言えば国の出先機関のような扱いだったのですが、国の借金が膨み、地方のことは地方で考えてくださいという施策に変わってきたわけです。それに伴い三位一体改革を経て、地方に十分財源が下りてくるはずだったのですが、実際にはその財源も十分に来ておりません。

ですが、仕事だけはたくさん降りてきまして、平成27年4月からは福祉関係施策なども大きく変わります。そういったことから国としてもお金がないなか地方へ仕事の移管だけが先行して実施されており、そんな状況下でもこのまちをこういった形にして行くかということでは、これまでの行政主導での方向付けではなく、市民の皆さんがそういった意思決定の議論にどんどん参加して頂き、自分たちのことは自分たちで決定して行くという発想の元で、この条例はできております。この条例は、市長のマニフェストに掲げられていたからできたということもありますが、一方では、やはりこういった条例を作らないとこれからのまちの運営は立ち行かないという背景もあります。

細かい部分は、後ほど担当からご説明すると思いますが、基礎自治体としてこのまちをどのように作って行くのかという理念条例であり、それをどのように実践して行くかという部分については、計画を策定することなどになってきます。

何分限られた時間の中での審議にはなりますが、推進委員会の皆さんには新たな総合計画を策定するに当たり、市の将来を見据えながら高所高段から俯瞰して頂き、皆さんからのご意見やお知恵を頂きながら進めて行きたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

自己紹介

（各委員から自己紹介がなされた。）

会長・副会長の互選

（委員による互選の結果、会長に中村委員、副会長に廣瀬委員が選出された。）

諮問

（副市長より1. 諮問事項、2. 諮問要旨が読み上げられ、会長に諮問書が手渡された。）

【副市長】

只今諮問させて頂きましたが、実は前推進委員会的时候は、諮問がなかったので、諮問がないのに審議することがあるのかというご意見を頂き、実際は諮問がなくても審議できるような形にはなっていたのですが、やはり諮問があつてこそ推進委員会が機能するのではないかということで、今回命題として諮問という形で提示をさせて頂きました。諮問書にも書いてございますが、この推進委員会からご提案頂いたまちづくりの仕掛けを新たな総合計画の策定に使っていこうとしております。

やはり、その使い方について、道しるべとなる意見を賜りたく存じますので、どうかよろしく願いいたします。 **（所用により副市長退席。）**

【事務局】

瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第12条の規定により、会議の傍聴を認めており議事に入る前に傍聴定員を決めて頂きます。

本日傍聴者はありませんが、予め5名の定員でご案内をしております。

【会長】

この件につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

これまでこの推進委員会への会議傍聴者は、最大でも2～3人だったと思います。5名の定員でいかがでしょうか。もし、5人以上の傍聴希望者がありましたら、皆さんにお諮りをさせて頂き、採決をとって傍聴を認める形でよろしいでしょうか。**（意義なしの声あり）** それでは原則5名の定員でお願いします。

【事務局】

次回から5名の定員でご案内させて頂きます。

【審議案件】（1）会議の基本事項について

【会長】

それでは、審議案件（1）について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（事務局から「会議の基本事項」について説明を行った。）

【会長】

審議案件（1）につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

【D委員】

会議開催の定足数は何名でしょうか。

【事務局】

会議の開催には委員総数の過半数以上の出席が必要となります。この会の委員数は15名ですので、8名以上の出席が会議成立の要件になります。

【審議案件】（2）まちづくり基本条例について

【会長】

審議案件（2）について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(事務局から「まちづくり瑞穂市基本条例について」、「推進委員会の所掌事項について」、「推進委員会のこれまでの経過、取り組み」などについての説明を行った。)

【会長】

今の説明について何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

【M委員】

事務局から説明がありましたが、部会の件ですが、これは推進委員会の会議とは別に自由参加で実施してきたもので、委員相互の理解を深めたり、勉強したりするために実施してきたものです。改まった本会議の場でなかなか発言できないようなことなどをフリートークしながら活発な議論をまとめてきた経緯もあります。前委員会では「審議会等のあり方」について議論をしてきたのですが、審議会等の委員を10以上兼務されている方もあったということで、さすがにそれでは大変だろうということと、審議がおざなりになってしまうのではないかということから、本推進委員会で検討し、審議会等の委員の兼務数について市に提言させて頂いたという活動経過もあります。

【D委員】

部会は、正式な会議ではないのでしょうか。それとも他にいくつかの部会をつくって、それぞれで協議をするということなのでしょうか。

【会長】

経緯からお話しますと、私は1期目の会長をさせて頂いたのですが、まちづくりのことがよく分からない、また、市の仕組みのこともよく存じ上げなかったことから、詳しい方を呼んで勉強したい、それを皆んなでやろうということになりました。実はこのまちづくり基本条例では「人材の育成」ということも大きなテーマになっており、自分達がここで勉強することがある意味で人材育成にもなるということから、市の総務部長にも来て頂いて、自治会の現状や市民の関わり方についてご教授頂いたこともありますし、朝日大学の行政法の先生にも来て頂いたこともありました。あくまでも個人的にお願いしましたので、来て頂く方は無報酬でお願いしており、正式なものではありません。

【D委員】

正式な会議ではなくて、本会議の下打ち合わせとか、そういった感じのものなのでしょうか。

【会長】

それぞれの方が現状に対する理解を深めて頂くことがメインですので、部会で皆さんの意見を摺り合わせることはしません。あくまでも本会議で意見を出し合って決を採る形になります。

これまでの議事録をご覧頂くとお分かりになるかと思いますが、大変議論が紛糾しました。もし事前に意見の摺り合わせができていたなら、あれだけ時間はかからなかったと思います。そういったことから言えば、審議時間は多分一番長い審議会だと思います。

【F委員】

部会に関してですが、私も引き続きこの推進委員会に参加したのですが、今会長からお話ししたとおり部会を進めてきました。これから新しいメンバーで、部会のあり方やその機能を上手く活かし、まちづくりの推進につながるような具体的な成果へ発展させていければ良いのではないかとということもありますので、改めて皆さんでご検討頂ければと思います。

【会長】

部会を開催するかどうか決まっていませんので、まず基本条例の中身をしっかり理解して頂くことだと思います。基本条例の推進が私どもの拠所であり、それが限界でもあります。ですので、条例への理解を深めて頂くことが前提要件となりますので、そういった見地からのご意見をお願いいたします。

【H委員】

基本的な質問ですが、基本条例の推進がこの委員会の所掌であり、市長から諮問がなされることになるのだと思われるのですが、条例そのものについてこの場で審議するというわけではないですね。

条例の第21条を読むと、市長から検討して下さいと言われたことに対して返事を返すことしか書いていないように読めるのですが。

【会長】

その問題は、前委員会でも話し合ったことなのですが、極端なお話をさせて頂くと、前委員会では市から諮問がなかったわけですし、ある委員から諮問がなかったら私達がやることはないのではないかという意見が出されました。

条例第21条第3項をご覧頂けますでしょうか、PPT資料は15ページになりますが、「推進委員会は市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。」となっています。

前委員会では、諮問がなくても自分達で案件を探して提言できることをやるのではないかということで、それで部会からはじめたわけですが、言われたからやるのではなく、自分達でやりたいという方針を皆さんが持って頂けたからこそできたこととなります。第21条の理解については、本来原則的には「諮問」が前提になりますが、例外として諮問がないときには第3項の規定になり、前期のケースが逆にイレギュラーではあったと思います。

ですが、諮問がないからと言って審議できないわけではないですし、自分達で議論することができないわけでもないことになっています。条文の検討につきましては、第2項にも絡んできますが「市長はこの条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。」となっています。それで諮問がなかった場合でも、第3項にある「見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。」となっており、この推進委員会から意見を出すことができるわけですが。以前この件については何回も議論があり、この条例をつくったとき何故この第3項を入れたのか、また諮問がなければ何もできないのかといった質問があり、条例の策定過程で推進委員会が提案できるような形に変更したという経緯をお聞きしました。ですので、立案の意図としては諮問がなくても推進委員会から市に提案ができる形になっているというお話でした。

【M委員】

前委員会で私たちも諮問がないことについて意見を言ったのですが、この条例ができてから行政側がこの条例を推進するためのプランやそれを推進するための組織が整っていないことから、なかなかそれが進まなかったという事情もあって、だから諮問も出てこなかったのだと思います。担当の方は一生懸命努力してやってみえたのですが、こういったことは突出してどんどん進むものでもないですし、やはり行政側の対応と我々推進委員会側の受け答えが上手くできなかったという側面もありました。推進委員会としては、条例推進に重きを置いた方が良いのではないかと思います。ですので、条例そのものについての審議もありますが、まちづくりの推進について意見が出る形が良いのではないかと思います。

【L委員】

質問があるのですが、この会議の名称は「推進委員会」になっているのですが、何を具体的に推進するか掴めません。

【会長】

その質問については、前委員会の中でもいろいろな議論がありました。

地方議会は国会議員のように立案権があっても政策をどんどん出せるわけではないので、通常は市長と行政側でさまざまな案を作ってそれを議会にかけ、それを議員がチェックするというイメージが強いわけです。そうなりますと、議会に上程される段階である程度の案が固まっていますので、市民の意見が反映されるという意味では、本来は選挙がありますので、市民が選んだ市議会議員の方々に頑張って頂くことが本筋ですが、構造上それがなかなか難しい部分もあり、それで地方分権の流れのなか、これまで行政側でいろいろな事を決めてきたのですが、それだけでは賄えないので、市民も一緒に考えてください、汗をかいてくださいという形になってきたということがこの話の根底にはあります。

それで、まちづくり基本条例の推進とは何かと言えば、どういったまちづくりのやり方がいいのか、具体的には、担当課が考えて条例を立案してきた形での意思形成過程にどのように市民が関わって行くべきかなどのことであり、より多くの市民が関わることで、市民の意見が反映された政策につながり、また、それが市民にも理解して頂けることになり得るといえることが考え方の大きな柱だと考えられます。ですので、私なりの考えとしましては、まず、どうやってそれを進めれば良いのかという理想を作って、それに対する現実がどう乖離していて、どうすればその理想に近づけるかといったところを進めていくことが必要であり、まちづくり基本条例自体そういったものなのだと思います。

理念として「参画」、「協働」、「情報共有」がありますが、具体的な数値は一切ないんです。具体的にどのように進めたら行政側の政策決定にこの理念が活かされ、それが実現できるかということで、その実現に向けて動くのがこの推進委員会の役割だと理解しています。

【F委員】

私も前委員会で誤解していたのは、行政に対していろいろな問題を提起して行くことがこの推進委員会の立場と考えていましたが、実はそうではなく、ま

ちづくりを進める仕組みについてどうすれば良いのかを考える場であって、その仕組みについて提言するのがこの推進委員会だということです。具体的事案に対する提言は別になるということで、それを理解するのに少し時間がかかりました。

【会長】

「公園を作る」だとか、「下水道を通す」などそういったことをイメージしてみえた委員もありましたので、前委員会でも少しとまどった部分もありました。計画を作るとき、どれだけ市民意見や希望を聞くことができたのか、また、そういった問題を一緒に考えられたのかなどをチェックしたりする意味合いのほうが強いと思います。L委員よろしいでしょうか。

【L委員】

大体理解できました。

【審議案件】(3) 諮問案件について

【会長】

審議案件(3)について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

(事務局から「諮問の背景・ポイント」、「第1次総合計画での市民参画」、「総合計画策定に用いる市民参画の方法」、「市民検討会議の設置」、「ワールドカフェの開催」、「まちづくり推進プラン」、「今後のスケジュール案」などについて説明を行った。)

【会長】

ありがとうございました。かなり多くの情報が入っていますので、すぐ頭に入っていないかと思いますが、大きくは2つ仕事があるということで、1つは今取り組んでいる総合計画の策定において、その計画の策定自体がこの条例に即して行われているかどうかのチェック、もう1つは制度や仕組みとして今後10年間取り入れていくべきものの検討になるかと思います。

チェックにつきましては、総合計画策定審議会にはこの推進委員会から3人の委員が入っていますので、そこでの情報を皆さんにフィードバックしていきます。それと、できれば皆さんの方も市民検討会議などに参加して頂き、具体的事案の検討にも参加して頂くなかで、より多くの市民を巻き込んで物事を決めて行ける方向に誘導して頂ければ、実践的な取り組みに繋がるとと思いますので、できる限りご協力をお願いします。

本日は時間も来ておりますので、もし皆さんのご都合がつけば、次回12月にこの会議を開催したいのですが、そのとき先程ご説明のあった皆さんご自身の理想、まずこうあって欲しいという部分を考えてきて頂き、さらにそれを実現するために具体的にどんなことが必要だろうかということもふんわりとでも結構ですので考えてきて頂きたい。

それを皆さんに出して頂いて、それについて議論しながら意見を集約して行く形しかないと思います。期間が短く厳しいかもしれませんが、例えば、私は市から意見を聞かれたことがないということや、意見を言ったけれど、それがどう政策に反映されたのか分からないということや、市民検討委員などいろい

ろな募集があったことを知らなかったことなど、皆さんのご不満もあると思いますので、こうあるべきだという理想像をまず考えて頂き、どうしたらそれに近づけるかを考えてきてください。

議論を進めるうちにどんどん、削られてくると思いますので、今回は実現の可能性が低いことでも結構です。まず理想を考えてきて頂ければ叩き台になると思いますので、まずそれを進めまして、そのうえで個別のことについて勉強会を開催したいなどのことについてご提案をさせて頂きたいと思います。

時間が来ておりますので、本日はこれで審議を終了させて頂いてもよろしいでしょうか。

【F委員】

前委員会でも話題になりましたが、今まちづくり基本条例の仕事は、企画財政課の仕事としてやって頂いておりますが、もう少し形として市がこの分野に力を入れていますよということが見えるよう専門部署の組織を作ってはどうかという意見が前から出ていたかと思いますが、これについての具体的な目途はあるのでしょうか。

【企画部長】

これまでもご指摘を頂いていた懸案事項になりますが、議会においてもお答えをしているのですが、この庁舎は手狭で本当に場所がないと言いますか、現在の企画財政課の場所にもう1つそういった係を作っても入れないような状態で、来年度庁舎改修の計画を行いますのでそれに合わせた段階でということはお考えしております。

この件と関係ないのですが、福祉部署では来年4月から生活困窮者対策などが始まりますので、福祉生活課の1課体制を増やす考えはあるのですが、まちづくりの部分では、委員がおっしゃられるように現在企画財政課で所掌しておるのですが、もう1課増やすことについては、市民の方にわかり易くするなどPR的要素が強いものですので、今のところはそのような状態ということでご理解ください。

【会長】

今のようなご提案も次回して頂ければと思います。

市民の皆さんの声を聞く場合、「企画財政課」と言ってもあまりピンとこないこともありますので、そういう意味で新たな組織を作りたいという趣旨であればもちろん提案して頂くことになります。

そういった意味で来月までに考えてきて頂くことでよろしいでしょうか。

次回までに何かご質問などありましたら、ご説明に伺いますので遠慮なくご連絡を頂ければと思います。それでは、継続審議ということでよろしく申し上げます。

【M委員】

市民検討会議の委員募集とワールドカフェの申込みが今月末までになっていますので、この会議の皆さんにも是非参加してもらおうことをお願いしては如何でしょうか。

	<p>【会長】 M委員のおっしゃるとおり、市民検討会議もワールドカフェも多くの市民の方々に参加して欲しいということで、この推進委員会から強く押したのになりますので、この委員会としてはできる限り参加して頂きたい。 そこでの意見をこの委員会にフィードバックできれば、議論も活発化できますので、是非申込みをよろしくお願いします。 本日は長時間ご審議頂きありがとうございました。</p> <p>閉会 （次回会議を12月10日（水）18：00～に開催することを決定し閉会した。）</p>
事務局 (担当課)	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp